

香美市新西庁舎建設事業 設計施工者選定
公募型プロポーザル 評価基準

令和6年4月

香 美 市

目次

1. 評価基準の位置付け	1
2. 評価方法	1
3. 評価項目、配点等	2

別表 1 業務実績評価基準

別表 2 技術提案評価基準

別表 3 提案価格評価基準

1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、香美市新西庁舎建設事業設計施工者選定公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載する香美市新西庁舎建設事業設計施工者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めるものである。

2. 評価方法

各評価基準により業務実績、技術提案、提案価格の3項目を評価する。

(1) 業務実績評価（配点20点）

参加者の業務実績確認書【様式5-1～5-2】及び配置技術者等の資格要件・業務実績確認書【様式5-3～5-13】について、別表1の基準により事務局が評価する。

(2) 技術提案評価（配点60点）

技術提案審査に係る提案書【様式7-1～7-3】の内容を、プレゼンテーション・ヒアリングも踏まえ、別表2の基準により審査委員会の各委員が評価する。

(3) 提案価格評価（配点20点）

【様式7-4】提案価格見積書に記載された金額（提案価格）について、別表3の基準により事務局が評価点を算定する。なお、提案価格が契約上限額（消費税及び地方消費税を含む）を超える場合は失格とする。

(4) 最優秀者及び次点者の選定

ア. 事務局が行った業務実績評価及び提案価格評価に加え、各委員が評価を行った技術提案評価を合計し、各委員の順位付けを決定する。

イ. 事務局において、各委員の順位付けを平均し、平均順位が最も高い参加者を最優秀者、2位の参加者を次点者とする。

ウ. 平均順位が同じ参加者が2者以上となる場合は、技術提案評価のみの平均順位が高い者を上位とし、技術提案評価のみの平均順位も同じ場合は、業務実績評価のうち、担当者の実績の評価点が高い者を上位とし、業務実績評価の担当者の実績評価点も同じ場合は、審査委員会の判断で決定する。

エ. 参加者が1者のみの場合でも、各委員の技術提案評価のみの平均評価点が、60点満点中36点以上であれば、その参加者を最優秀者とする。

3. 評価項目、配点等

各評価基準の評価項目や評価の視点、配点については、別表1～3のとおり。

また、技術提案評価において、各委員は提案された内容を踏まえたうえで、評価項目ごとの配点に以下のウェイトを乗じた点数をもって評価を行う。

評価	評価のウェイト
A：優れている	5/5
B：やや優れている	4/5
C：標準である	3/5
D：やや劣っている	2/5
E：劣っている	1/5

別表1 業務実績評価基準（20点）

分類	評価項目	評価の視点	配点	
参加者の業務実績	設計業務を行う者及び 施工業務を行う者の業務実績	参加者（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれか）が有する業務実績を、以下のとおり評価する。（a、bはそれぞれを評価）	7.0	
		a 単一の建築物における「同種事業※1」の基本及び実施設計業務の元請としての実績（設計施工分離型で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを、設計施工一貫型で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計者が2者以上の場合は、主たる設計者となったものに限る。）のみを実績として認める。） 3案件（3.5点） 2案件（案件2.62点） 1案件（1.75点）		
		b 単一の建築物における「同種事業※1」の施工業務の元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする）としての実績 成績評定点 80点以上（3.5点） 72点以上74点未満（1.16点） 78点以上80点未満（2.91点） 70点以上72点未満（0.58点） 76点以上78点未満（2.33点） 70点未満（0点） 74点以上76点未満（1.75点）		
配置技術者等の業務実績	統括責任者の業務実績	統括責任者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	3.0	
		a 「同種事業※1」における現場代理人、又は「設計管理技術者※3」としての実績（3.0点）		
		b 「類似事業※2」における現場代理人、又は「設計管理技術者※3」としての実績（1.5点）		
	設計業務の配置技術者	ア 設計管理技術者の業務実績	設計管理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	2.4
			a 「同種事業※1」における「設計管理技術者※3」又は「設計主任技術者※4」としての実績（2.4点） b 「類似事業※2」における「設計管理技術者※3」又は「設計主任技術者※4」としての実績（1.2点）	
	イ 設計主任技術者の業務実績	各設計主任技術者（①建築(総合)、②建築(構造)、③電気設備、④機械設備の4名）が以下の業務実績を有する場合に評価する。	1.6	
		「同種事業※1」、「類似事業※2」の建築物における「設計管理技術者※3」、「設計主任技術者※4」又は「担当技術者※5」としての実績（各0.4点×最大4名）		
	施工業務の配置技術者等	ア 現場代理人の業務実績	現場代理人が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	2.4
			a 「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（2.4点） b 「類似事業※2」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（1.2点）	
		イ 監理技術者の業務実績	監理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	2.4
a 「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（2.4点） b 「類似事業※2」の建築物における現場代理人、又は監理技術者としての実績（1.2点）				
ウ 施工主任担当者の業務実績		各施工主任担当者（①建築、②電気設備、③機械設備の3名）が以下の業務実績を有する場合に評価する。	1.2	
		「同種事業※1」、「類似事業※2」の建築物における「現場代理人」、「監理技術者」、「施工主任担当者※6」又は「担当者※7」としての実績（各0.4点×最大3名）		
合 計			20.0	
<p>※1 同種事業とは、国又は地方公共団体発注の延べ面積1,000㎡以上の庁舎（国土交通省告示第98号 別添二 類型四 業務施設 第2類）の新築、改築、増築をいう。（増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が1,000㎡以上の場合に限る。）</p> <p>※2 類似事業とは、延べ面積1,000㎡以上の国土交通省告示第98号 別添二 類型四から類型十二の新築、改築、増築をいう。（増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が1,000㎡以上の場合に限る。）</p> <p>※3 設計管理技術者とは、設計業務の管理及び統括等を行う者をいう。</p> <p>※4 設計主任技術者とは、設計管理技術者の下で主たる技術者として設計業務を行う者をいう。</p> <p>※5 担当技術者とは、設計主任技術者の下で設計業務を行う者をいう。</p> <p>※6 施工主任担当者とは、監理技術者の下で主たる技術者として施工業務を行う者をいう。</p> <p>※7 担当者とは、施工主任担当者の下で施工業務を行う者をいう。</p> <p>※ 各実績は、平成21年4月1日以降に日本国内で業務完了又は竣工した建築物にかかるものであること。</p>				

別表2 技術提案評価基準（60点）

分類	評価項目	評価の視点	配点
A 業務全般	ア 実施体制	・設計業務・施工業務が一体的に機能し、各関係者との十分な連携が図られ、竣工後のアフターフォローが取れる体制となっているか。	5.0
	イ 品質管理	・設計業務・施工業務に発注者の要求を的確に反映し、品質を管理することができるか。	5.0
	ウ コスト管理	・設計業務・施工業務を通じたコスト抑制に努めているか。また、急なコスト増に対応できるか。	5.0
	エ 工程管理	・設計施工一貫型（デザインビルド型）の特性を活かした工程管理がされているか。	5.0
小 計			20.0
B 設計業務	ア 建築計画	・教育支援センターなど施設の用途を考慮した機能的・合理的な計画となっているか。 （施設配置・構内動線・構造・平面） ・本庁舎と統一感のある外観デザインとなっているか。	10.0
	イ 災害対応に配慮した設計	・災害対応が可能な設計となっているか。	10.0
	ウ 環境負荷低減に配慮した設計	・省エネルギー及び環境負荷低減に配慮した設計となっているか。 （基準一次エネルギー消費量削減率（再生可能エネルギーを除く）を30%以上とし、削減率を明示すること）	10.0
小 計			30.0
C 施工業務	ア 周辺環境に配慮した施工計画	・建築工事及び解体工事において、周辺への騒音や振動、粉塵、臭気等による影響が必要最小限にされているか。 ・現庁舎及び新庁舎・倉庫の利用、来庁者（児童生徒及び保護者等を含む）及び職員の安全に配慮した計画となっているか。	10.0
小 計			10.0
合 計			60.0

別表3 提案価格評価基準（20点）

評価項目	評価点の算定方法	配点
提案価格見積書に記載された金額 （提案価格（消費税及び地方消費税を含む））	提案価格評価の評価点は、以下の式により算定する。 評価点 = 満点（20点）×（最低提案価格※1） / （提案価格※2） （小数点第2位以下切り捨て）	20.0
合 計		20.0
※1 最低提案価格とは、全参加者の提案価格の内、最も低い提案価格をいう。		
※2 提案価格とは、当該参加者の提案価格をいう。		
総 計		100.0